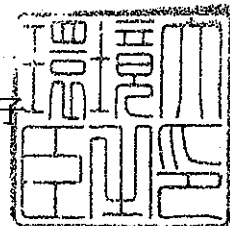


諮問第180号  
環保企発第060209001号  
平成18年2月9日

中央環境審議会

会長 鈴木 基之 殿

環境大臣 小池 百合子



石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方  
について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第3号の規定に基づき、石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」が、平成18年2月3日に成立した。

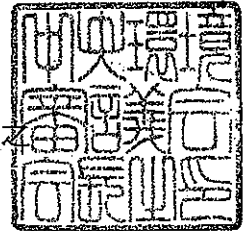
同法の円滑な施行を図るため、指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について、所要の検討を行う必要がある。



中環審第321号  
平成18年2月9日

中央環境審議会環境保健部会  
部会長 佐藤 洋 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基 殿



石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る  
医学的判定に関する考え方について（付議）

平成18年2月9日付け諮問第180号、環保企発第060209001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。